

大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）土木工事災害時等施工能力事前審査要綱

（趣旨）

第1条 本要綱は、災害時等における現地即応体制を確保するために、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。以下同じ。）が発注する土木工事に係る業者の施工能力等に関する事前審査（以下「事前審査」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

（対象業者）

第2条 本要綱による事前審査の対象は、大阪府建設工事競争入札参加資格者名簿中、「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」を業種登録し、両業種について有効な経営事項審査を受けている者（事業協同組合を含む。以下同じ。）で、「土木一式工事」の等級がB、C又はDに格付けされており、受注希望工種を「土木」としているもの（以下「登録業者」という。）とする。

（事前審査に係る募集）

第3条 前条に規定する登録業者を対象とする事前審査に係る募集（以下「募集」という。）は、毎年1回行うこととする。

- 2 前項に規定する募集は、池田土木事務所、茨木土木事務所、枚方土木事務所、八尾土木事務所、富田林土木事務所、鳳土木事務所及び岸和田土木事務所（以下「各土木事務所」という。）の所長が行うこととし、当該募集は、その所管する区域に大阪府建設工事競争入札参加資格審査申請において届け出ている大阪府と契約する営業所を有する登録業者であり、かつ建設業法上の主たる営業所の所在地が大阪府内に有する者を対象として行うものとする。なお、各土木事務所の所管区域は、別表のとおりとする。
- 3 前項に規定する募集を行う場合、事業調整室長及び各土木事務所の技術担当次長により、募集の実施時期及びその他必要事項について定めるものとする。
- 4 前項の規定に基づき募集のために必要な実施時期、申請に関する説明書、申請様式及び添付資料等（以下「様式等」という。）について定めた場合、事業調整室長は様式等を都市整備部ホームページで公表するものとする。

（事前審査に係る申請）

第4条 前条第2項の規定により募集を行う各土木事務所の所長は、当該募集について応募しようとする登録業者に対して、事前審査に係る申請書（以下「申請書」という。）の提出を求めるものとする。

（事前登録申請書の審査）

第5条 各土木事務所の所長は、前条の規定に基づき提出された申請書について審査を行い、大阪府都市整備部入札参加資格等審査会設置要綱（平成23年4月1日実施）に規定

する大阪府都市整備部入札参加資格等審査部会において審議し、その適否について判定するものとする。

2 前項に規定する申請書の審査を行う際の審査基準は以下のとおりとする。また、必要に応じて追加項目を設定することができる。

審査基準

ア 事前審査の対象となる年度の大坂府建設工事競争入札参加資格者登録を有し、かつ、受注希望工種を「土木」としている者。

イ 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）別表第 1 上欄に掲げる「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」に関する同法第 7 条第 2 号イ、ロ又はハに該当する者（主任技術者又は一般建設業の許可基準である営業所に設置する専任の技術者）を 2 名以上直接雇用していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合及び法人である場合においては常勤の役員を、個人である場合においてはこの事業主を含むものとする。

ウ 「土木一式工事」及び「とび・土工・コンクリート工事」について、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査の審査基準日が事前登録の申請日の 1 年 7 ヶ月前に相当する日以後の日であること。

エ 下記に示すバックホウ及びダンプトラックを自社所有又は 6 ヶ月以上の長期賃貸借契約により事前審査の申請時にそれぞれ 1 台以上保有していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義で本基準を満たす者（賃貸人が当該事業協同組合の構成員である場合を含む。以下同じ。）であること。

一 バックホウについては、以下の要件を満たすこと。

①バケット容量が新 J I S 表示（J I S A8403-4 : 2012）で 0.28 m³以上

二 ダンプトラックについては、以下のすべての要件を満たすこと。

①積載重量 2 t 積み以上

②自動車検査証の車体の形状欄が「ダンプ」で、荷台が着脱式でないこと

③土砂等の運搬が禁止されていないこと（自動車検査証の備考欄に「積載物は、土砂等以外のものとする。」という記載がないこと）

オ エの重機のうち、バックホウについては大阪府都市整備部発行の「土木工事共通仕様書 第 1 編 第 1 章 第 1 節 総則 1-1-1-30 環境対策 6. 排出ガス対策型建設機械」に示す排出ガス対策型建設機械の第 1 次基準以上を満たしていることを証明できる者であること。

カ エの重機の運転資格者を有する者であること。

キ エの重機を保管する場所を当該土木事務所管内に自社所有又は長期賃貸借契約による借地により保有していることを証明できる者であること。なお、事業協同組合である場合においては当該事業協同組合名義で本基準を満たす者であること。

- ク 常用労働者を3名以上直接雇用していることを証明できる者であること。ただし、イの技術者に該当するとして申請した者を除く。
- ケ 災害時における応急対策に係る土木事務所からの要請に協力することを誓約している者であること。
- コ 雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険及び厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険に事業主として加入していること。ただし、各保険について法令で適用が除外されている場合を除く。

（審査結果）

第6条 各土木事務所の所長は、申請書を提出した者に対して、前条第1項の規定に基づき行った審査結果を電子メールにより通知する。

2 事前審査で適格とした業者を認定業者とする。

（有効期間）

第7条 前条の認定の有効期間は、当該事前審査対象年度とする。

（変更）

第8条 認定業者は、前条に規定する有効期間中に、第2条に規定する要件に該当しなくなった場合及び第4条に基づき提出した申請書に記載する項目（所在地・名称等を含む。）について変更した場合、速やかに各土木事務所の所長に変更届を提出しなければならない。

（取消し）

第9条 各土木事務所の所長は次に掲げるいずれかに該当する場合、第6条第2項の規定に基づく認定を取り消す。

- ア 認定業者が大阪府の発注する工事において不適切な行為を行ったとき
- イ 第4条に基づき提出した申請書に虚偽の記載があったとき
- ウ 入札参加資格登録において届け出ている大阪府と契約する営業所の所在地を当該土木事務所管内から管外へ移したとき
- エ 第2条に規定する要件に該当しなくなったとき又は第5条第2項に規定する審査基準を満たさなくなったとき

（事務）

第10条 この要綱に定めのない事前審査に係る必要な事務は、原則各土木事務所において行うものとする。

附則

本要綱は、平成 20 年 8 月 4 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 21 年 1 月 30 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 22 年 1 月 25 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 23 年 1 月 21 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 24 年 1 月 12 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 25 年 1 月 10 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 26 年 1 月 15 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 28 年 1 月 14 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 29 年 1 月 30 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 30 年 1 月 12 日から施行する。

附則

本要綱は、平成 31 年 1 月 10 日から施行する。

附則

本要綱は、令和 2 年 1 月 9 日から施行する。

附則

本要綱は、令和 2 年 10 月 1 日から施行する。

附則

本要綱は、令和 3 年 1 月 7 日から施行する。

附則

本要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

本要綱は、令和 5 年 1 月 5 日から施行する。

附則

本要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。